



## 介護保険の制度が変わります

平成 27 年 8 月から、第 1 号被保険者(65 歳以上の方)の介護保険給付の取扱いが一部変更になります。

### 【自己負担割合について】

所得の状況によって、自己負担割合が 2 割へ引き上げられます。

- 対象者…ご自身の合計所得金額が 160 万円以上で、次のいずれかに該当する方
  - ・単身世帯で、ご自身の「年金収入＋その他の合計所得金額」が 280 万円以上
  - ・世帯内の第 1 号被保険者(ご自身を含む)の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が 346 万円以上
- ※条件に該当しない方は、引き続き 1 割の自己負担となります。

- 負担割合証の交付…介護認定を現在受けている方を対象に、7 月中までに負担割合(1 割・2 割)を明記した「介護保険負担割合証」を郵送する予定です。

※交付にあたって特に手続きは必要ありません。  
※ 8 月以降、介護保険サービスを受けられる際は、提供事業者・施設の窓口へ負担割合証を提示してください。

### 【高額介護サービス費について】

所得の状況によって、世帯の自己負担限度額が 44,400 円へ引き上げられます。

- 対象世帯…145 万円以上の課税所得を得ている第 1

号被保険者(現役並み所得者)がいる場合  
※ただし、課税所得 145 万円以上の場合でも、同一世帯内の第 1 号被保険者の収入が、1 人のみの場合で 383 万円、2 人以上の場合で 520 万円に満たない場合には、37,200 円に戻します。その場合、基準収入額適用申請書の提出が必要になります。

### 【特定入所者介護サービス費について】

配偶者(別世帯の場合を含む)の所得や、預貯金等の状況によって、負担限度額の認定が受けられなくなります。

- 対象者…次のいずれかに該当する方
- ・配偶者に市区町村民税が課税されている
- ・単身の場合は 1,000 万円超、ご夫婦の場合は 2,000 万円超の預貯金等がある

※条件に該当しない場合は、従来の基準に沿って、認定の可否や負担限度額が決定されます。

- 申請手続き…認定を受けるには申請手続きが必要です(現在認定を受けている方へは別途ご案内します)。手続き後、該当される方へは「介護保険負担限度額認定証」を交付いたします。

問申 高齢者幸福課 東 1 階 TEL(2 3) 8 6 7 8

戦没者のご遺族の皆さまへ

## 第十回特別弔慰金のお知らせ

戦後 70 周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年 5 万円に増額するとともに、5 年ごとに国債を交付することとしています。

- 支給対象者…戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成 27 年 4 月 1 日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいな

1. 平成 27 年 4 月 1 日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
  2. 戦没者等の子
  3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記 1 から 3 以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き 1 年以上の生計関係を有していた方に限ります。

- 支給内容…額面 25 万円、5 年償還の記名国債
- 請求期間…平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 2 日まで  
(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

問申福祉課 東 1 階 TEL(2 3) 8 7 0 7